

## 大泉町商工会空き店舗活用事業補助金募集要項

### ■ 概要

町内の空き店舗の解消と有効利用の促進を図り、大泉町における商業の健全な発展と地域経済の活性化に寄与することを目的に、指定区域内の空き店舗を賃借し、新たな店舗等を開設する事業者に対し、店舗の開設に要する経費の一部について補助金を交付します。

※申請希望者は必ず事前に相談してください。

※予算額の範囲内での交付となります。

### ■ 補助内容

補助率：対象経費の3分の1以内

補助上限：月額2万円

補助期間：最長6ヶ月

### ■ 対象経費

対象経費は空き店舗の賃借料（敷金、礼金、共益費等賃借料に付随する経費を除く。）です。

### ■ 対象者

- ・申請者が税金等を滞納していない
- ・事業実施後1年以上継続して営業できる
- ・食品衛生法、建築基準法その他関係法令に違反していない

### ■ 申請受付開始日

令和2(2020)年5月20日～令和3(2021)年2月末日

※補助申請額が予算に達した場合、終了となります。

### ■ 申請期限

開業後1年以内

※令和2年度までの制度のため、締め切りがあります。

### ■ 対象店舗

情報通信業、各種小売業、専門サービス業、飲食サービス業、生活関連サービス業、医療業を営み、かつ過去にこの事業の補助金を受けたことがない店舗  
(ただし、以下の店舗は対象外とする。)

- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）の適用を受ける店舗
- ・以前に本補助金を活用した店舗

■ 詳細

詳細については補助金要綱をご覧ください。